

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

年 月 日

大阪府知事 殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名
住 所

印

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先
担当者氏名
所属名
TEL
E-mail

販売所所在地変更に伴う販売予定地域、販売予定戸数、販売予定数量

	変 更 前	変 更 後
住所（法人に あつては本社 所在地）		
販売所所在地	営 （ ）	営 （ ）
貯 蔵 施 設 (容 器 置 場) 所 在 地		
販売予定地域		
販売予定戸数	戸	戸
販売予定数量	t / 年	t / 年

注：販売予定地域は「 市の区域」と記載すること。

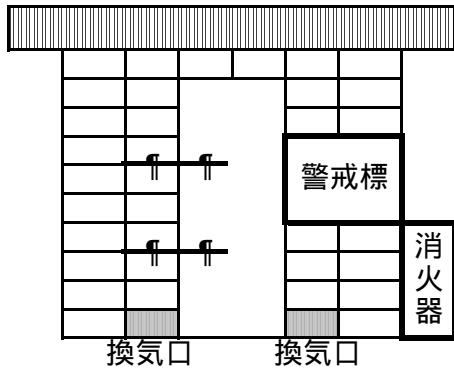
貯 蔵 施 設 仕 様 書

販売所所在地							
貯蔵施設所在地							
項 目		基 準			仕 様		
販売所からの距離		直線で 5 km 以内					
面積		3 m ² 以上					
貯蔵量		3000 kg 未満 (以上は要許可)					
警戒標		見やすい箇所に所定の標記			別紙図面のとおりに		
保安距離		障壁	無	有	障壁	無 ・ 有	距離
		第一種物件	12.7m	0 m	第一種物件		m
		第二種物件	8.5m	0 m	第二種物件		m
		面積 8 m ² 未満の場合に限る			—————		
障 壁 (扉)	材質 厚さ	12 cm 鉄筋コンクリート、15 cm コンクリートブロック、 3.2 mm 以上の鋼板					
	高さ	1.8m 以上					
	配筋	直径 9 mm 以上の鉄筋を 40 cm 以下の 間隔に配筋					
	扉補強 アングル間隔	扉厚さが 3.2 mm 以上の鋼板は 40 cm 以下の間隔に、6 mm 以上の鋼板は 1.8m 以下の間隔に、それぞれ 30 × 30 cm 以上の等辺山形鋼を溶接で 取り付け補強したもので、堅固な 基礎の上に構築され、対象物を有 効に保護できるもの。					
屋 根		不燃性又は難燃性のものを使用した 軽量なもの。鉄板にあっては厚 さ 0.6 mm 以下。					
換気口		床面に接し、換気口の面積合計が 床面積の 3 % 以上で、2 方向以上			面積	箇所	
					c m ² ×		
					合計面積	c m ²	
					必要面積	× = c m ²	
消火器		能力単位 B - 10 以上のものを、 2 本 (床面積 50 m ² 未満に限る)			能力単位		
					本数	本	
転倒転落防止措置		チェーンフックなど					

(作成例)

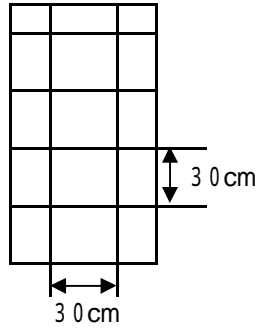
貯蔵施設の構造

正面図

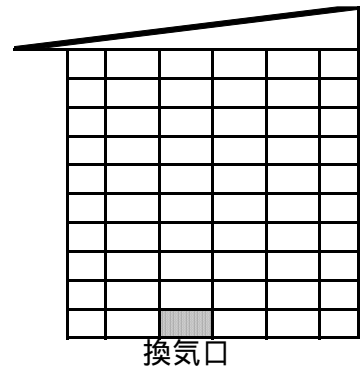


扉の補強

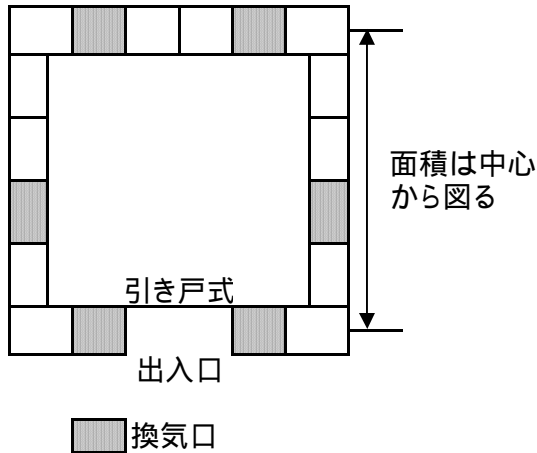
アングル間隔40cm以下



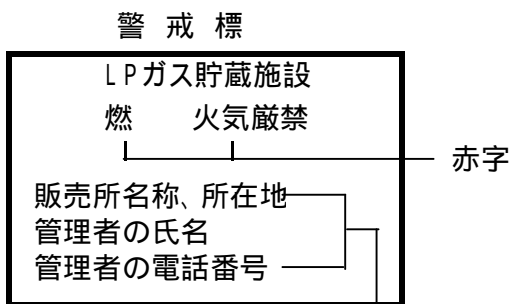
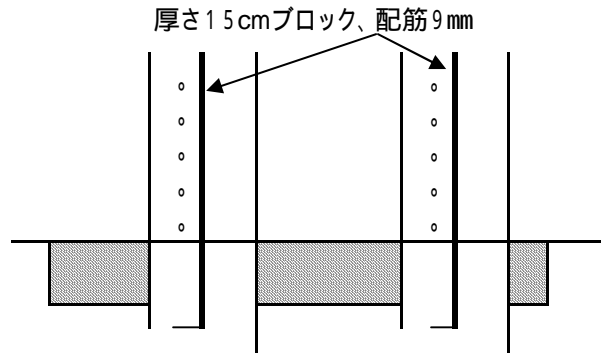
側面図



平面図



断面図



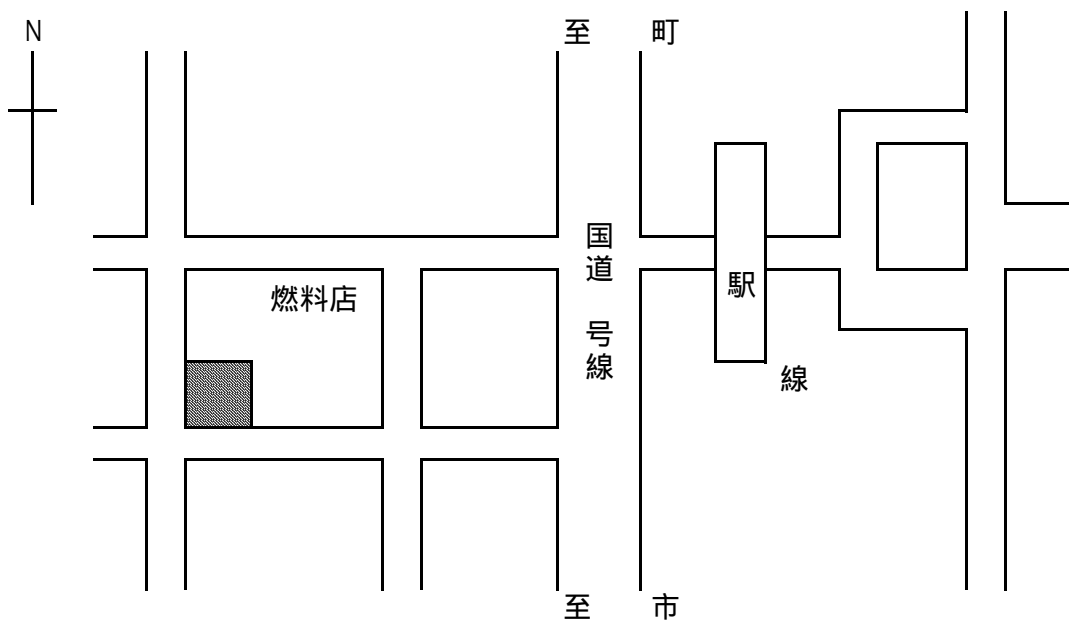
販売所から50m離れた貯蔵施設の場合必要

置場仕様	
置場面積	cm × cm = m ²
障壁	コンクリートブロック 厚さ15cm 配筋 9mm 配筋間隔40cm
扉	厚さ3.2mm鉄板 裏面補強 L型アングル補強40cm間隔
屋根	スレート

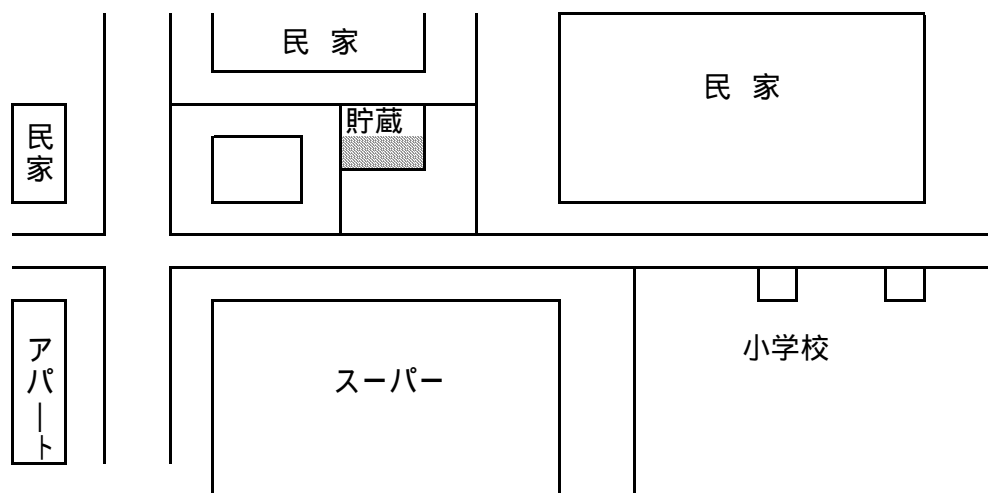
(作成例)

貯蔵施設の位置、付近の状況を示す図面

(位置)



(付近の状況)



(作成例)

貯蔵施設を所有しないで販売する理由書

当販売所は、容器に充てんされている液化石油ガスを一般消費者等に現に引き渡すことにより販売していますが、充てん容器及び残ガス容器の保管、引渡し及び引取りの全量を第一種製造事業者であって高圧ガス保安法第 8 条第 1 項の技術上の基準に適合する貯蔵施設を所有している 燃料㈱に委託していますので貯蔵施設を所有しません。

(注)

下記に該当する場合も貯蔵施設を所有しなくてもよい。但し、届出は必要。

1. 販売事業者自身が、第一種製造事業者であって高圧ガス保安法第 8 条第 1 項の技術上の基準に適合する貯蔵施設を所有している場合。
2. 販売事業者自身が、第一種貯蔵所を所有し、又は占有している場合。
3. 容器に充てんされている液化石油ガスを一般消費者等に現に引き渡すことにより販売しており、充てん容器及び残ガス容器の保管、引渡し及び引取りを次の者に全量委託している場合。
第一種製造事業者であって高圧ガス保安法第 8 条第 1 項の技術上の基準に適合する貯蔵施設を所有している者
第一種貯蔵所を所有し、又は占有している者
、 の者と資本関係にある配送事業者
・添付書類：委託先が 、 の委託契約書の写し
委託先が 配送事業者との委託契約書の写し、配送業者の 、
との資本関係を示す書面
4. 全ての消費者にバルク供給をしている場合、又はバルク供給事業者に全量を委託している場合
・添付書類：委託契約書の写し
5. 協同組合等の所有する貯蔵施設を販売事業者の組合員が常時利用できる場合。
6. 第一種製造事業者の貯蔵施設に近接しているとともに資本的結合があり、常時仕入れが可能な場合。
・添付書類：販売所付近の地図、資本関係を示す書類。
7. 上記の他に、他の販売所の貯蔵施設(自分の販売所から 5 km以内)を利用することができる。
この場合、貯蔵面積はそれぞれ 3 m²以上確保するとともに、それぞれの使用部分を明確にすること。
・添付書類：貯蔵施設の貸借契約書の写し。貯蔵施設の図面。
(注意) 貯蔵施設を利用させる販売所は、利用させることにより自己が使用できる貯蔵施設の面積が変わるので、変更届けを提出しなければならない。

貯蔵施設(容器置場)を所有しなくてもよい場合

1. 販売事業者自身が、第一種製造事業者であって高圧ガス保安法第8条第1項の技術上の基準に適合する貯蔵施設を所有している場合。
2. 販売事業者自身が、第一種貯蔵所を所有し、又は占有している場合。
3. 容器に充てんされている液化石油ガスを一般消費者等に現に引き渡すことにより販売しており、充てん容器及び残ガス容器の保管、引渡し及び引取りを次の者に全量委託している場合。

第一種製造事業者であって高圧ガス保安法第8条第1項の技術上の基準に適合する貯蔵施設を所有している者

第一種貯蔵所を所有し、又は占有している者

、 の者と資本関係にある配送事業者

- ・添付書類：委託先が 、 、 との委託契約書の写し
委託先が 配送事業者との委託契約書の写し、配送業者の 、 との資本関係を示す書面

4. 全ての消費者にバルク供給をしている場合、又はバルク供給事業者に全量を委託している場合。

・添付書類：委託契約書の写し

5. 協同組合等の所有する貯蔵施設を販売事業者の組合員が常時利用できる場合。
6. 第一種製造事業者の貯蔵施設に近接しているとともに資本的結合があり、常時仕入れが可能な場合。

・添付書類：販売所付近の地図、資本関係を示す書類。

7. 上記の他に、他の販売所の貯蔵施設（自分の販売所から5km以内）を利用することができる。この場合、貯蔵面積はそれぞれ3㎡以上確保するとともに、それぞれの使用部分を明確にすること。

・添付書類：貯蔵施設の貸借契約書の写し。貯蔵施設の図面。

（注意） 貯蔵施設を利用させる販売所は、利用させることにより自己が利用できる貯蔵施設の面積が変わるので、変更届けを提出しなければならない。

販 売 計 画 書

1 販売所の名称

2 販売計画

販売予定地域	
販売予定戸数	
販売予定数量	t / 年
事務所 (販売所を除く)	

注：販売予定地域は「 市の区域」と記載すること。

3 選任を予定している業務主任者及び業務主任者の代理者

区 分	氏 名	有 資 格 名 ・ 番 号
業 務 主 任 者		
業務主任者の代理者		

注：免状等のコピーを添付すること。

4 販売の方法に関する基準

液化石油ガス法施行規則第 16 条に規定する販売の方法に関する基準に適合して販売する。

申請者

氏 名

印

注：法人の場合、社名、代表者職氏名、会社印、代表者職印を記入押印すること。